

極上の会津プロジェクト協議会 エリア周遊二次交通商品化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津地域内の観光素材を周遊する二次交通商品の新規造成により、会津地域の周遊性・利便性向上と地域外からの観光誘客を図ることを目的に、該当する商品を造成・実施した事業者に対し交付する、極上の会津プロジェクト協議会エリア周遊二次交通商品化補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は会津地域に所在し、二次交通商品を造成・販売できる企業・団体等とする。

(補助要件)

第3条 以下の要件をすべて満たす二次交通商品について補助対象とする。

- (1) 会津地域内の複数の自治体を周遊するコースを設定した、新規又は事業効果の見込める二次交通商品（鉄道、バス、タクシー、レンタカー、レンタサイクル）であること。
- (2) 会津地域内の複数の自治体の観光施設等に立ち寄る商品であること。
- (3) 会津地域外に在住する方を募集対象にした商品であること。

(補助期間)

第4条 補助期間は単年度限りとし、令和3年2月26日までを事業の終期とする。ただし、継続した補助により事業効果の向上に繋がると認められる場合には、3年を限度として補助することができる。

(補助額)

第5条 補助額は、エリア周遊二次交通商品の造成・催行にかかる経費を対象とし、初年度を補助対象額の2/3、2年目以降は1/2を上限に予算額の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(第1号様式)を極上の会津プロジェクト協議会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 会長は前条の交付申請書の審査を行い、補助対象者を決定し、通知するものとする。

(変更等の承認)

第8条 前条の規定により補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く）又は中止・廃止しようとする場合、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を会長に提出し、承認を得なければならない。

(事業報告等)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、補助金実績報告書（第3号様式）及び補助金交付請求書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。提出は、事業完了から30日以内又は令和3年2月26日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の支払)

第10条 会長は、前条の実績報告書及び交付請求書の審査を行い、適当と認めた場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 補助事業者が不正に補助金の交付を受けたことが判明した場合は、当該補助金の交付決定の全部または一部を取消すものとする。この場合、補助事業者は、当該取消に係る補助金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(補助対象事業の全部又は一部中止の場合の措置)

第12条 気象条件や天変地異等、補助事業者の責めによらない不測の事態により、補助対象事業の全部又は一部が中止となった場合は、既に執行済みの経費又は社会通念上取り消すことができない経費のうち、10万円を上限に補助対象とすることができる。

(会計帳簿等の整理等)

第13条 補助事業者は、事業費の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整理し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附則

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。